



島根県報

平成17年9月30日(金)
号外第94号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

選管規程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

選挙管理委員会規程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年9月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

島根県選挙管理委員会規程第1号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程(昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項の表中

八束郡
仁多郡、飯石郡
簸川郡
邇摩郡、邑智郡
那賀郡
鹿足郡

を

松江市、安来市、八束郡
雲南市、仁多郡、飯石郡
出雲市、簸川郡
大田市、邑智郡
浜田市、江津市
益田市、鹿足郡

に改める。

第14条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「明るい選挙運動の推進」を「選挙啓発の実施」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「投票」を「町村選挙管理委員会からの投票」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「県議会議員選挙」を「委員会の指定する県議会議員選挙」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「町村」を「市町村」に、「連絡」を「連絡調整」に改め、同号を同条第5号とする。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

